

## 被用者年金一元化について

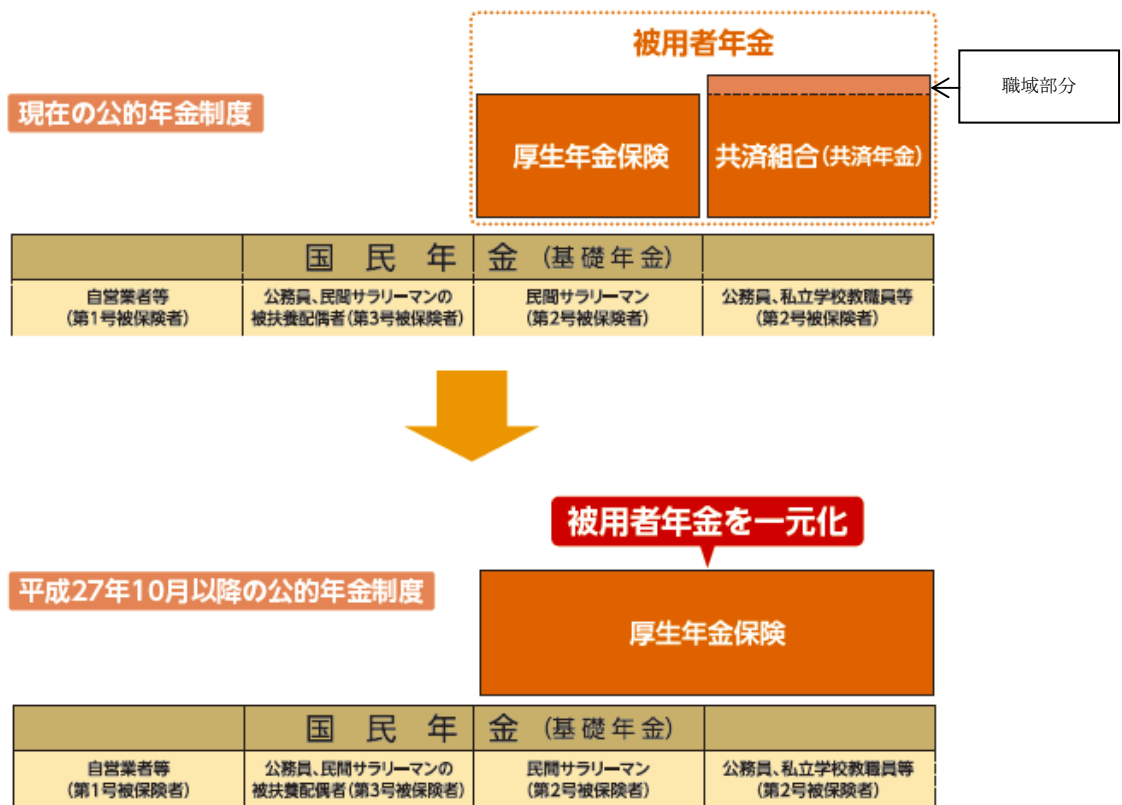
「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下「被用者年金一元化法」といいます。)が平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性を確保し安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマン等と同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除いて平成27年10月から実施されることとなります。

具体的には、以下のとおりです。

- 1 厚生年金に公務員も加入することとし、厚生年金に統一されます。

<イメージ図>



2 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消します。

現在の共済年金と厚生年金とでは、①～⑤の制度間の差異がありますが、この差異については厚生年金にそろえ差異を解消します

また、⑥については経過措置として存続することとなります。

○次の制度間差異を厚生年金にそろえ解消

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金（※1）の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母） 遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金+年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止 ・65歳以降は（賃金+年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○退職共済年金受給権者が共済組合員となった場合 （賃金+年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ○退職共済年金受給者が厚生年金保険等となった場合 （賃金+年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④障害給付の支給要件	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間（※2）を合算した期間が3分の2以上必要	○保険料納付要件なし
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位者に支給されない （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）

※1 未支給年金…受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

※2 保険料免除期間…国民年金の第1号被保険者（自営業者等）が申請により保険料の納付を免除された期間です。

○次の制度間差異は経過措置として存続

	厚生年金	共済年金
⑥厚生年金 女性の支給開始年齢	○女性の 60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の 5 年遅れのスケジュール (昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれから)	○60 歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女の差はない (昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれから) ※共済年金の女性の方が、厚生年金に合わせて支給開始年齢の引き上げが 5 年遅れとなるわけではありませんのでご注意ください。
共済年金 特定消防組合員の 支給開始年齢		特定消防組合員に係る 60 歳代前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは一般組合員の 6 年遅れのスケジュール (昭和 22 年 4 月 2 日以降生まれから) ※ここでいう特定消防組合員とは、消防指令以下の消防職員であった者で組合員期間等が 25 年以上(生年月日による経過措置あり)あり、かつ、退職時または 60 歳時点まで引続き 20 年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

3 共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一します。

平成 27 年 10 月からは、組合員の皆さまも厚生年金の被保険者となります。保険料率は下表のとおり定められており、毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 30 年 9 月に厚生年金と 18.3% で統一されます。

長期給付に係る保険料率と掛金の率は次の表のとおりです。

○長期給付に係る保険料率

		25年9月	26年9月	27年9月	27年10月	28年9月	29年9月	30年9月
保険料率（総報酬ベース）		16.570 (+0.354)	16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)	17.278	17.632 (+0.354)	17.986 (+0.354)	18.300 (+0.354)
掛金の率	給料に対する割合 (①×50/100×1.25)	10.35625	10.5775	10.79875	8.639	8.816	8.993	9.15
	期末手当に対する割合 (①×50/100)	8.285	8.462	8.639				

4 障害共済年金について

現在、障害共済年金の受給権者が組合員である場合は、「給与+障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の全部または一部が停止されています。

厚生年金保険制度には同様の支給停止制度は設けられていないため、平成27年10月以降は、厚生年金制度に合わせて、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害共済年金が支給されます（組合員である間については職域部分（3階部分）は停止されます。）。

なお、次のような方は御注意ください。

(1) 現在支給停止中の方

支給停止解除のため、障害等級の再認定が必要となる場合があります。再認定が必要な方には、個別に共済組合からお知らせする予定です。

(2) 障害共済年金を請求されていない方

組合員である間に初診日（注1）のある傷病が原因となって、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態（注2）にあるとき、障害共済年金が支給されます。障害共済年金の請求を行える障害の状態にあるか御不明な場合は、共済組合に御相談いただきますようお願いいたします。

（注1）初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

（注2）障害等級1級から3級に該当する程度の障害については、地方公務員等共済組合法施行令第25条の8・別表第1に定められています。

障害の状態にある事例として、心臓ペースメーカーを装着、人工関節を挿入置換、人工透析を行っている場合等があります。